

竹原市民生産業委員会

平成27年12月4日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第56号 竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第59号 平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(行政報告)

- 1 平成27年度建設工事執行状況の報告等
 - ・上下水道課
 - ・産業振興課
 - ・建設課
 - ・都市整備課
- 2 竹原市子育て世帯向け地域優良賃貸住宅整備事業について

(平成27年12月4日)

出席委員

氏 名	出 欠
高 重 洋 介	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席

委員外議員出席者

氏 名
脇 本 茂 紀
北 元 豊
川 本 円
堀 越 賢 二
山 元 経 穂
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議事庶務係主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	細 羽 則 生
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨
福 祉 課 長	平 田 康 宏
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司
上 下 水 道 課 主 査	沖 谷 秀 一

午前9時54分 開会

委員長（高重洋介君） ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、12月定例会の民生産業委員会を開会致します。

副市長から発言の申し出がありましたので、それを許可します。

副市長。

副市長（細羽則生君） 改めまして、おはようございます。

今日は、委員長をはじめ各委員の皆様におかれましては、お忙しい中委員会を開催頂きましてありがとうございます。

本委員会に付託を頂いております第56号議案竹原市の介護条例の一部を改正する条例案、それから第59号議案ということで公共下水道事業の補正予算について御審議を頂くことになっております。

それから、建設産業部の方から報告事項ということで、その他諸般の報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 本日委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました諸議案を一括提示を致します。

本案の概要について、順次執行部の説明を求めます。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行ってもらって結構でございます。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） それでは、福祉課から条例案1件でございます。

議案参考資料の3ページをお開きください。

福祉課からは、議案第56号竹原市介護保険条例の一部を改正する条例案でございます。こちらの条例案につきまして、その内容を御説明致します。

まず、提案の要旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請に係る記載事項を変更するため、必要な規定を整理するものでございます。

改正の内容につきましては、介護保険料の徴収猶予及び減免の申請書の記載事項に個人番号を加えるものでございます。改正後、改正前の記載内容につきましては、4ページ、

5 ページの新旧対照表にありますように、第10条第2項第1号と第11条第2項第1号におきまして、記載のとおり条文に個人番号が加わるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年1月1日でございます。

本条例案につきましては以上でございます。よろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） ただいまの報告に対して、質疑がありましたら順次お願い致します。

道法委員。

委員（道法知江君） マイナンバーについてということなんですけれども、まず10月以降から交付申請書が各世帯に配布をされております。今の現状をお聞きしたいなと思うんですけれども、配布世帯が何世帯あって、もう一度確認なんですけれども、そのうち確実に手元に届いた件数、そして郵便局に残っているよと、郵便局に残っていれば1週間ということだったと思いますので、おそらくもう1週間経過して市役所の方に戻ってきてるのではないかなということを感じますので、その現状の数をまずお伺いしたいなと思います。

それと、交付申請書を受け取れなかった方、それからまた何かの事情で受け取れないということが市の方に届け出というか、そういうことをされていらっしゃるのか、それが、その数ももし今の現状でわかれば教えて頂きたいなと思います。

それと、視覚障害の方に対して、簡易書留が届いた段階でしっかりと障害者の方たちに認識がされているのかどうかということ。大事な介護保険料の申請ということになった場合に、これ申請書のカードを持って、高齢者が多いですから、当然、最寄りの写真を撮らないといけない、顔写真を撮らないといけない、その時の顔写真を撮るために大型スーパー等に設置されている証明写真、こういうもので写真を撮られる方が非常に多いということを知っております。その場合の竹原市内における証明写真等の対応がきちっと、申請書を持っていった上でかざすとそれに対応できるものなのかどうかということもお聞きしたいと思います。

あと、当初頂いた資料の中には、マイナンバーに対する問い合わせ等はこちらの方に問い合わせをしてください、もしわからなければというマイナンバーの番号が、全国の共通ナビダイヤルで0570がありました。これ、かなり電話が殺到したということで改正になって、0120のフリーダイヤルに移行されたと思います。そういったことが市民の方々に周知されているのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

それとあわせて、介護保険料を申請しようという方にとってe-Taxの申請というのが非常に難しいのではないかなと思いますけれども、そういったことに対する対応をどのようにされているのか、まず現状をお聞きしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 答弁をお願いします。

福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 通知カード等の御質問がございましたのでお答え致します。

現在の通知カードの発送状況でございますが、10月20日から全国で通知カードの発送が開始されております。本市におきましても11月15日から発送を開始致しております。通知カードにつきましては、国が一括して作成致しまして、転送不要の簡易書留にて郵送しているところでございます。本市におきましては、11月中には全世帯への初回の配達完了の見込みとなっております。

御質問ございましたように、通知カード、どのくらい郵便局から返戻されているのかということでございますが、12月2日現在で把握しておりますのが811件ということでございます。そのうち11件は受け取りを拒否されているということでございます。届かなかった通知カードにつきましては、宛先不明、委員からもお話ございましたように、郵便局で1週間保管致しまして、転送届が出されております不達となった通知カードにつきましては市へ戻ってまいります。戻ってまいりましたら3カ月間市で保管致しまして、通知カード、本人または代理人にお越し頂きまして本人の確認をした上、交付することと致しております。

それで、2点目の視覚障害者の対応、また証明写真等の対応でございますが、申し訳ございませんが、十分な把握は致しておりません、今のところ。

カード等の問い合わせということでございますが、市民の皆さんからの問い合わせの状況につきましては、市民健康課の方へ臨時電話を設置して対応を致しております。また、お話ございましたナビダイヤルがフリーダイヤルへということもございますし、その番号等もあわせて周知を致しておるところでございます。

最後の御質問で、この介護保険の申請等とe-Taxの関係でございましたが、現在のところお話ございましたように、なかなか介護保険の方では現在e-Taxまでは至っていないという状況でございます。

以上でございます。

委員（道法知江君） 世帯数と写真があったんですが、お願いします。

福祉課長（平田康宏君） 済みません、ごめんなさい。

発送の数でございますが、1万2,680通ということでございまして、11月27日に初回の配達完了しておるという状況でございます。

委員長（高重洋介君） 証明写真。

福祉課長（平田康宏君） 写真のところは、まだできておりません。

証明写真のことですか。かざす……。

委員（道法知江君） そうです。

本市内においての大きな大型スーパー等においては証明写真の機能があります。そちらで申請カードをかざすっていう作業が必要だと思うんですけども、対応ができていますかどうか。

福祉課長（平田康宏君） 申請カードをかざす。

委員（道法知江君） ええ、ここに書いてあるんですけども。

福祉課長（平田康宏君） 済みません、ここっていうのはどちらに書かれておりますか。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 市役所から頂いたマイナンバー、個人番号のお知らせ、これ地方公共団体情報システム機構から頂いた書類の中で、こういった申請方法というので、写真を撮るためにはスマートフォンからの写真を撮ったり、パソコンから自宅で撮る、そして町なかの写真用写真機から撮る、これが申請可能な証明用写真機に交付申請書持参の上、入る、持参して入る。タッチパネルから個人番号カードを申請を選択して、撮影用のお金を入れて交付申請書のQRコード、バーコードをかざすとなってるんですけども、そういうことが対応される写真機が本市内の中に、もう既に対応されるように準備がされているのかどうかということをお聞きしたいです。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） そちらの対応はまだできておりません。

以上です。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） できてない。確認してないんじゃない。

福祉課長（平田康宏君） 把握できていません。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） これほど市民の皆さん、国民全体が非常に注目を浴びているマイナ

ンバーカードの申請だと思います。正直言って何も知っていないのかなという感じが、本当に正直な、ごめんなさい、正直な感想です。

先ほど言った視覚障害の方たちの対応も準備されていますか。視覚障害の方々には、簡易書留が来た時に、郵便局の郵便配達員さんが持ってこられた時に、それを手でさわってわかりやすくしたっていう音声コードとか点字の表記がありますよ。

福祉課長（平田康宏君） それは承知しております。

委員（道法知江君） それはでも、さっき課長は把握……。

福祉課長（平田康宏君） いやいや、それは一般的な話をしているという話なので。

委員（道法知江君） ちょっとその辺整理して頂きたいと思いますけれども、大事なことは、視覚障害の方々が簡易書留で来た時にわかるのかどうかということを最初お聞きしたんですが、その対応はされているかということをお聞きしたいんですけども、もう一度答弁頂きたいと思います。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） 済みません。十分なお答えできませんでしたが、視覚障害者の方が受け取る際には郵便局の配達された方との連携というのはできておりますし、十分に対応できていると認識を。十分なお答えできなくて申し訳ございませんでした。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） 窓口等にそういった問い合わせが来た時のことで、本当に基本中の基本ではないかなと。障害をお持ちの方々にとっても健常者であるの方々にとっても、非常にマイナンバーのことについては敏感になっております。そういう点においても、まず簡易書留が届いた時にマイナンバーの通知だということが認識できるかどうか、これ点字加工がされてます。そういったことをきちっとお伝えしていくということも行政の仕事の非常に重要な役割ではないかなと私は感じております。

それと、証明写真のことについてなんですけども、把握してない、確認していないということでは、もう既に1月に運用を開始するという段階において、もう12月に入ってます。その辺をきちっと徹底して頂かないことには、いざ介護保険を必要とされる方が申請に必要なマイナンバーです。それを高齢者の方々が、果たしてスマートフォンとか、そしてインターネットとか、それを使って写真を撮影することはできるのかどうか、この辺の現実との乖離が、余りにも現場を知らない状態であるのではないかなと私は感じるんですけども、確認作業も含めて、市内において証明写真が撮れるのかどうか、その辺を早急

に確認をして頂きたいというふうに思います。そのことについて御答弁頂ければお願い致します。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） いろんな御懸念があるというのは、いろんなマスメディアからの報道でありますとかそういうところで承知をしているところでもありますし、竹原市としても窓口担当課において、通知カードが届かない、または返ってきての連絡のやりとりの中で、実は先週、先々週ぐらいから夜間開庁で窓口対応も始めているというような状況もございます。今のいろんな意味で、国において自動写真発行機なるものは国で一斉に業者に対してそのような指示がされる中で、各市町の交付機の状況について我々としても議員御指摘のとおり状況確認という意味ではすべきことだと思いますし、もし仮にそのような問い合わせがあった時には、そのような情報をもとに適切に情報提供をさせて頂きたいというふうに考えておりますので、今後もこの点については取り組んでまいりたいと思っております。

委員長（高重洋介君） 道法委員。

委員（道法知江君） もし申請カードを持っていかないといけないということになると、道中の紛失とかというものも心配される、懸念されるということ、不安を抱えてるっていう高齢者の方がいらっしゃるというこの事実を、そしていち早く現場に確認作業というのを徹底して頂きたいというふうに思います。

今回の第56号議案については、減免申請の記載に対する個人番号ということではありませんけれども、このマイナンバーカードにおいてはどういう方々がいち早く申請をされるべきなのか、するべきなのかということで、現場ではいろんなお声を頂いてるんですけども、介護を必要とされるっていう方の心配が一番多く私の耳には入っております。いざ介護申請するためにはこのマイナンバーカードが本当に必要になるんだろうということにおいてですので、ここであえて質問をさせて頂きました。本当に現場を知るといって、声を聞くということが非常に大事ではないかなと思いますので、引き続きマイナンバーについて、周知について、また申請等について丁寧に窓口でお伝えをして頂きたいというふうに思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） 答弁はありますか。

市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） ちょっと補足を、お願いします。

今の個人番号に関わる現在お送りしている通知カード、それから1月から始まります個人番号カードの交付という観点から、委員の方から質問を頂いております。

御提言のとおり、この点について丁寧な説明を今後も続けていきたいというのは先ほどの御答弁のとおりでございますけれども、行政手続の中で個人番号カードがないと手続ができないということではございませんので、あくまでも個人番号というものが手続として必要になってくるというのは、これは法律上の義務化ということで御認識を頂ければというふうに考えております。当然現在お送りしている通知カードというものも非常に大事なものでございますので、このカードの保管とか、非常に重要なものであるということの周知なり情報提供というものは今後もさせて頂くということになろうかと思えますし、個人番号カードの発行に関わって、いろんな諸手続に関わって、写真の問題とかいろいろと御提言頂きましたけれども、これも適切に我々の方としても情報提供させて頂くのと、個人番号カードの交付手続に関して、我々としてもその申請手続に関する説明と、それから申請、交付に来られた時に厳格な運用というものを、あわせて今後適切に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） それでは、幾つか質問したいと思うんですが、そもそも論の分で、個人番号の扱いに当たっての漏えいとかそういった流出に伴う様々な市民の不安ということで基本的に聞いておるんですけども、昨日の総務委員会でも明確な答弁がなかったということで、その基本的なところについては市長のおられる場で確認したいということで、今日の場合は3点になろうかと思うんですが、1つはこの56号議案で、今説明された中で、条例そのものはこの申請書に個人番号を記載するというようなところを設けるよという条例ですね。それで、それは番号制度の法律ができて運用の一つとしてこういう条例ができてということは承知しております。

そこで、ここで聞きたいのは、今部長にもあったと思うんですが、例えば介護保険の申請の事務と申しますか、運用に関わってこの個人番号を記入する義務がありますよということが、説明が先ほどもあったと思うんですが、そういう個人番号の記入義務ということと、そういった様々な事情でこの個人番号を記入しないという事態も起こると思えますし、先ほどでは受け取り拒否というふうなこともありました、あとは届かないとか。いろ

いろいろな事情があると思うんですが、要するに様々な事情で個人番号を記入しない、あるいは記入できない、こういった事態が起こると思うんですけども、これはもう来年1月から運用されるわけですから、その際に個人番号を記入しないと罰則があるのかどうか、あれば具体的にどういう罰則になるのかということもお聞きしたいし、その際に、さっき言っていたいろんな事情の中で記入しない時に介護保険のこういったサービス等、これが受けられないというような不利益といたしますか、こういうことが起こるのかどうかを聞いておきたい。記入しないと罰則があるのか、どういう罰則があるのか、あるいは記入しないと介護保険の様々なサービスが受けられないというような不利益が起こるのかどうかということを具体的にお聞きしたい。

それからもう一つは、来年1月から運用されるわけで、こういう申請書に個人番号を書くところがありますから、例えば介護サービスに関わってのケアマネジャーとかいろんな個人のところへ行っていろんなサービスの相談されたりということで申請書はあると思うんですが、それはケアマネジャーなんか現場に行かれて個人番号を書くということになった場合、その番号の漏えいとか流出は注意してもらおうという、人為的な分は昨日も総務委員会でありましたけども、いろんな事情でこういう番号の漏えい、流出は起こり得るわけですよ。ですから、例えばさっき言った一つの例でいろいろ想定されるんでしょうけども、ケアマネジャーの方は現場に行かれていろいろ申請書の手続で番号を記入する、してもらおうという時に、その番号を書いた申請書がいろんな事情で漏れたり番号が流出したりということも、あつてはいけないんですけども起こり得ると、そういう場合の管理責任といたしますか、見る限りでは厳しい罰則があるというふうに私は記憶してるんですけども、そういう場合の漏えいに対する、流出に対する罰則を含めて、誰が管理責任をとるのか、どういった罰則なりがあるのかどうかを聞いておきたい。

それから、3点目になろうかと思うんですが、今日の新聞でも、これは日本の商工会議所がマイナンバー対応についてアンケートをとっています。これは11月30日付の分のが今日載ってました。というのはどういうことかという、マイナンバーで今度は企業が対応しなくてはならない、いろんなセキュリティーのことでしょうけれども、その対応はどれだけできているのかということで、これは11月30日付なんですけれども、日本商工会議所の調査では、わずか14%しか対応は完了しとらんよというのがこの時点の、日本商工会議所のなんですけども。ですから、ここで聞きたいのは、竹原市もいろんな介護事業所があるわけです。ですから、介護事業所に関わる限定して今質問したいのは、こう

いった竹原市の1月1日から運用するに当たっている色々な事業所があると思うんですが、その事業所が番号を扱う、そこでのセキュリティーといいますか対策なんかきちっととられているのか確信する必要があると思うんです。そうでないと、漏れたりしたらそれは大ごとですから、この番号は一生つきまとうという制度になってますから。一旦知らずに漏れてというのは先ほどの心配ということになってはいけないんで、この竹原市としても市内の介護事業所のセキュリティー対策、これは完了してるんかどうかの確認が私は要ると思うんですけれども、その対象事業者が何件あって、そのそういう対応が完了しているよというところまで把握しておるのかどうか、そうしないと1月はもうちょっとですから、日本商工会議所で14%というのは大変私心配するわけです。だから、こういうことがあってはいけないんですけれども、現実こうなんです。ですから、少なくとも竹原市はそういうことはないと思うんですが、その点について把握されているのか、その際のことを聞いておきたいというのが3点目の質問です。

委員長（高重洋介君） 福祉課長。

福祉課長（平田康宏君） お答え致します。

まず、1点目でございますが、個人番号を記入しない場合でございますが罰則等また云々というのがございました。申請書などに個人番号を記載することが各制度における法的な義務であるということは、記載は必要でありますので、申請される方にはその旨を御説明致します。それでも拒否をされた場合は、マイナンバー法第14条第2項に基づきまして、地方公共団体情報システム機構から個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることはできますが、あくまで住民基本台帳適用に規定する事務として住基の端末から利用する必要があります。申請書などに個人番号が記載されていない時点では個人番号の提供を受ける場合には該当しないため、マイナンバー法第16条の本人確認措置の義務は生じないこととなります。

今回の条例改正に関しまして、介護保険事務に関わる個人番号の利用に関する留意点等をまとめた事務連絡が国から届く予定とはなっておりますが、現在のところ届いてはおりません。しかしながら、一方で申請書への個人番号の記載が難しい場合、通知カードを持ってこられず個人番号が不明等の場合には、市の方でマイナンバーを記載し——これは申請者の負担軽減を図るということでございます——こちらの方でマイナンバーの記載がされてないことをもって申請が無効とされることはございません。また、罰則等があるものではございませんので、御質問ありましたが、サービス等が受けられないということとはな

いものと考えております。

2点目のケアマネジャー等の云々がございました。管理責任ということでございますが、最終的には市の方が当然管理責任を負うというものでございます。

3点目の企業の対応ということでございますが、現在事業所の方へも各種説明を致しております。御質問ありましたように、どのぐらいの事業所数においてセキュリティーのことが確定しておるかという具体的な事業所数は把握はできておりませんが、随時各種会議、定例的に設けております会議におきまして、このマイナンバー制度につきましても周知を図っておるということでございますので、委員から御指摘ございましたように、セキュリティーの対応は万全を期したいと考えております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 若干聞きますけど、セキュリティー対策は確かに万全を期してもらわなくてはいけないというのは、それは前提ですけど、私が具体的に聞いたのは、この制度が1月1日からもう運用されるわけですから。ここの先ほど私が紹介したのは、11月30日付で日本商工会議所の対象となる企業の準備状況です、14%しかないというのが大変驚く数字だったので。竹原市が具体的に把握してないんなら把握してない、それが事実かどうかというのと、把握してなかってセキュリティー対策万全でない状態で、私はそう思うんですけども、それで突っ走るようなことになっていいんかどうかを、今度は副市長にお伺いしたいと思うんです、ここは事務上の問題ですから。だから、把握しとって8割、9割までいっとるよと、あと一割何とかこの月末、1月1日の運用まで間に合うよと、せめてそういう返事が来るのかなと思うとったらそうでもないような気がするから。もう一回聞きたいんは、竹原市内の対象事業所のセキュリティーはきちっと把握されているのかどうか、その件数が何ぼあって、これだけきちっとセキュリティーはとってますという確認がされて、あとこれだけ残っているよという数字をもう一回聞きます。

それと、私がうがって聞いたらいけないんですが、今の答弁では不正確なんで、要するに大ざっぱに言えば、セキュリティー対策なんかつかんでいないのに、準備状況もつかんでないのにそのまま突っ走ったら私は大変なんじゃないのかなという心配もするんですけども、そこは副市長としては事務扱い責任者としてどのようにお考えなのか。ただ罰則があるからそのままやれというもんでなくて、一旦漏れたら個人の責任も、先ほど私が心配したような人権侵害や不利益をこうむっちゃ大変だと多くの人が心配してる。昨日はマ

スコミの分を言いましたけれども、訴えもあるということを行いましたもんで、是非そこは答えて頂きたいということと。

1点目のこの事務に関わって、記載するところがあるから義務化だと言われれば、確かに普通に書くということが起こります。しかし、私が言ったのは、いろんな事情でっていうのはさっき言った個人情報が出ていろんな不正利用したりしてもろうたら困ると、きちっとそういう対策ができていないのに私は書けませんということもあるだろうし、いろんな事情で番号が書けないということも起こり得ます。ですから、もう一回ここで確認したいのは、もしそういう記入しないような事態があっても罰則はないということは言われましたし、だったらその不利益も起こらないということ、あえてもう一回確認だけしておきます。ですから、記載しない事態が起こって、その際に罰則はないというのはさっき言われましたけども、その際の、ここは介護保険に関わるもんですけれども、そういうサービスが受けられないというような不利益は起こらないというふうにもう一回確認だけはおきたいということと。

それから2点目の、私は具体で聞きました。市が責任をとるとというのは、それは当然のことなんだけれども、そのセキュリティの問題も極めて曖昧です。一旦この番号が漏れたらどうなるかという、市民の不安というものをもう少し一生懸命考えてもらいたいです。だから、昨日の総務委員会でも、それは悪質な職員という、悪質なあえて漏らそうという人がおっちゃって、市の職員の中に、それは防げませんというのは確かにそうかもしれないけど、しかし一旦そこは、市の職員の教育は大切なんだけれども、私が今言ったのは、そのマイナンバーに関わってこういう申請書、ケアマネジャーの人がいろんな当事者とそのサービスを利用する人と話しながらそこで現場へ行ってから書くというような状況になるわけですから、その場合そこで書いて管理するところまでのきちとしたルールとかというのは徹底してもらわなきゃいけませんけれども、しかしいざいろんなとこの、こういう対策をとったから私が心配しているような漏えいとか流出は起こりませんよということだけは言ってもらわないと、ただ責任とりますということだけではいかなかなというふうに思いますので、あえてくどいようですけどお願いしたい。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） まず、現行の介護保険に関わる手続におきましても、いろんな形で各事業所さん、具体的に扱うのは、例えばケアマネジャーさんでありますとか、全体の会議等と言いますと地域ケア会議とか、いろんな機関の方が集まってこの取り

扱わないしその運営に関わる協議を進めている中で、これまでも情報管理については当然個人情報を取り扱う事務をそれぞれの皆様方が関わっておられる中で、当然個人情報保護法または個人情報保護条例に基づく一定の義務というものはあるわけです。しかしその中で今回マイナンバー法の施行に当たって個人情報の取り扱いの義務が何か大きく変わるとかということは、当然取り扱いの重みということについてはさらに大きくなるというのは議員御提言のとおりではありますけれども、取り扱いの考え方、またはその個人情報に関わる義務というものは引き続き継承されるし、厳格に取り扱われるように認識を頂くことになろうかと思えます。

先ほど課長が申しあげましたように、具体的な、今この手元に事業所数とかが把握できてないのでその数値を申しあげてないだけで、各それぞれの事業所から出てこられている皆様方、またはその地域ケアに関わっておられるそれぞれの団体、個人の皆様の会議の中で、このマイナンバーに関わる取り扱いについて、また個人情報保護に関しまして、改めて周知を図り、取り扱いについて厳正に行って頂くように、各それぞれの行政の立場も、それぞれの個々人の個人情報を取り扱う立場の方にも共通認識を持って確認を進めているところでございます。それはそれぞれ各事業所に持ち帰られて、当然従前どおりの個人情報保護の観点からこのマイナンバーというものを取り扱うということを行政としても積極的に取り組んでいるというところで先ほど課長が御答弁申しあげておりますので、その点については御理解を頂きたいというふうに思います。

それから、先ほど手続の有効、無効に関わる御質問の中での再質問に関しましては、課長が答弁申しあげましたとおり罰則もございませんし、認定等の際にそれが大きく関わるといえるものではございませんので、そのように御認識を頂ければというふうに思っております。その点で、前段の御質問ということで私の方から御答弁をさせて頂いております。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） いやいや、ケアマネジャーの分で、漏れたらいけんのんだけど、責任をとるといふのを聞いたけども、具体的にこういうふうにするから漏れないとかそういう対策があるのか、ないならないと答えてもらっていいです。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） セキュリティー対策というものも含めて、先ほども申しあげました、いわゆる各取扱者が集まるその会議の中で、直接的に取り扱いの厳正さについて御説明しているというところをもって、各事業所においてもそれらの方から出向かれた

方々がその会議には出席されていることで、引き続き、今までも個人情報の取り扱いについては厳正に取り扱いというものを、今回のマイナンバー法の施行に伴っても特に厳正に取り扱う必要があるということと、それから今後新たに手続としてその個人番号が必要になるということをもって、さらにこの個人情報取り扱いの厳正さが必要になるということを知周を図っている中で、各事業所に対するセキュリティー対策も浸透させて頂くということで行政としては取り組んでいるということでございます。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） 最初の準備状況ということ、私はあえて日本商工会議所の状況の分があったから言ってるわけです。だから、私が知ってるいろんな個々の分でも、何%の周知、内容そのものを含めてまだまだ知らないなというのが実感としてあるわけです。だから、それを私だけかと思うてあえてここで聞くわけよ。制度が、もう年明けて1カ月もないわけです。1月1日から運用が始まるわけでしょう、介護保険の問題等々。それで、今部長はおおむね承知してるって言うけども、今までの住基ネットの4桁の情報と、今度はマイナンバーで98の情報と全然質も内容も、量が違うんです、番号を扱うことになる。だから、みんなが心配するわけなんです。だから、それだけ完全保護かと私が質問した、こだわりを持ってやるのはそうなんです。だから、もう一回事務責任者に聞くよ、副市長に。この介護保険に関わって今質問しようるんだけど、竹原市内の事業所でこのセキュリティー対策の確認もしてない。しとったら言うてください、私はそういうふうにしてないように受け取るわけです。こういうことで1月1日スタートでいいんですか。そこはどうなんですか。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 各種セキュリティー問題と個人情報の保護という部分につきましては、国の制度に基づいていろいろな取組を進めているという実態でございます。完全なのか完全じゃないのかというようなお話がございますけど、想定されるリスクについては、国、あるいは関係機関、民間も含めてそれぞれの努力をされてるというふうに理解して頂ければと思います。

以上です。

委員長（高重洋介君） 松本委員。

委員（松本 進君） もう最後で。

市長のところに聞くようにしますが、最後に、セキュリティーの問題は国のことを言う

とるんじゃないんです。竹原市の事業所が、今介護保険に関わっていえば竹原市の対象事業所が何件あって、その準備状況もつかんでないのに突っ走りようるんかというて言うるんよ。そんなことがあったらいけんでしょう。せめて準備状況は確認して、それが7割、8割、9割、あとは1カ月ちょっとしかない、そこで来年1月まで間に合わせよと、セキュリティー対策を。それぐらい確認しなくて何でこれがスタートできるんですか、現場で。そこは市長に確認しますよ、私絶対にもう確認します。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 1つは今のマイナンバー制度、これは一体、これは基本的には国会で決定をして、国会制定法でございます。国会制定法に基づいて竹原市長が仕事をすることになる。今のマイナンバー制度に関わって、様々な国民の各界階層、反対もおれば賛成もおる、御指摘のようにプライバシーの保護に関するいろんな不安を持っておられる方もおられる。私の記憶に間違いがなければ、例えば個人番号については仕方がないけれども、個人情報カードについてはやらないよという、ある世論調査じゃろう、6割じゃなかったかのう、思うとるんが。そうすると、じゃあそういう不安がある中で、例えば竹原市長が国会制定法の法の施行をストップかける裁量があるんかないんかということ。じゃけえ、もう一遍繰り返すと、確認すると、なぜこのマイナンバー制度は、どういう必然性から、もっと言えば国の政策的な要請からマイナンバー制度が国会で制定をされ、そして国会で制定をされた法律の施行に関して、今この委員会において指摘をされた不安、疑念等を理由にして竹原市長がストップをかける裁量権があるかどうか、この2点についての答弁をお願いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 市民生活部長。

市民生活部長（今榮敏彦君） マイナンバー制度の導入に関しましては、国において社会保障・税番号制度の導入の趣旨というものが位置付けられていると認識してございます。複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤ということでございますし、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、それをもちまして、国民にとりまして利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤、いわゆるインフラということでこれを導入するということで、国において導入趣旨として定められ、今法律も制定し、このたび運用を開始するというものであると認識してございます。それらの法律に基づく事務の全国的な流れの中で、国において定められた法制度のもとに、各市町村が国民、竹原市でいえば市民の皆様に対する事務取扱に関し、この法律に基

づいて、このマイナンバー制度に基づいて運用していくっていうものを竹原市独自で判断するということではないという認識してございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 地方自治とか分権とかという言葉の中で全て、例えば竹原市長が全責任を持ってその法の執行とか、あるいは政策の執行ができるというような、わし誤解もあるんじゃないかと思うんよ。1つは、何ぼ自治分権、地方自治の時代というても、国の制度の枠組みの中での自治分権であって、単独に、例えば竹原市なり竹原市長が我が国の法制度とか行政制度から全く無縁な存在のところでは行政の執行とか法の執行、政策の執行というんはできんということです。そうした意味で、再確認の意味で答弁をして頂きたいんですが、幾ら選挙で選ばれた市長といえども、今申し上げたように市長の行う政策とか、あるいは行政執行というのはどこまでも国会の制定した法律に基づいてそれを誠実に執行すると。もしそこにおいて裁量が認められておる限りにおいて市長の裁量権があるということですよね。

それと、今いろいろ地元の介護保険事業所とか企業の負担等の問題も出ましたけれども、もし私の解釈に、理解に誤りがあれば指摘をして頂きたいと思うんですけども、基本的に国が国会で制定をした法律の施行を地方自治団体に求める場合には、基本的にはその費用は全額が、全額が本来なら国において財源保障がされにゃいけませんよね。特によく私も心配するんは、当然我が国の制度として国があり都道府県があり市町村があると、基本的な構造として国の役割、都道府県の役割、市町村の役割がある、こうありますよね。えてしてそこが混同されて、国の国会の制定法に基づいて、そこで市町村が担うべき財源措置もありますから、財源の確保の問題がありますから当然国、都道府県、市町村、役割分担もし、そしてそこで財源保障とかいろいろしますよね。そのところの役割というものをもう少し我々が理解できるような説明の仕方とか、あるいは答弁の仕方というものも工夫をして頂きたいと思いますが、3点目の質問について、できる範囲で構いませんので答弁お願いしたいと思います。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 今宮原委員がおっしゃられましたように、国の法律に基づいて、もっと言えば行政の部分でいけば、行政サービスを提供するという部分でいけば、法に基づいて、あるいは予算に基づいていろいろなものが執行されていくべきだというふうに考えております。おっしゃられますように、国で決められた法律という部分につきまして、

我々地方自治体が独自路線を持ってやっていくっていう部分については、意見を申すことはできるかも知れませんが、それに対しての強制権というのはないというふうに認識しております。ということでございますので、今回の部分につきましては、法制度に基づいて我々も粛々と対応していきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解頂ければと思います。

済みません、それと制度の部分の周知につきましては、我々も全体として国民の福祉、あるいは行政サービスの提供という部分を考えていかななくてはいけないということでございますので、周知あるいは情報提供という部分で適切に対応していきたいということでございます。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようでしたら、次に参ります。

委員（宮原忠行君） 暫時休憩。

委員長（高重洋介君） 暫時休憩します。

じゃあ、55分までお願い致します。

午前10時44分 休憩

午前10時49分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩を閉じて再開致します。

引き続き、議案第59号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算の御説明をお願いします。

上下水道主査。

上下水道課主査（沖谷秀一君） 建設産業部上下水道課の今議会に上程しております案件は、議案第59号平成27年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算書では17、18ページになります。提出議案参考資料では13ページになります。

今回の補正予算は、実施工期の不足に伴い繰越明許費を計上するものであります。内容につきまして、議案等補足説明資料により御説明申し上げます。

1の1ページをお開きください。

1の1ページが平成27年度繰越明許費明細書となっております。

公共下水道事業費建設費の工事請負費について、4,000万円を翌年度に繰り越すものです。繰越理由につきましては、年次計画的に整備しております丸子山地区の幹線整備工事、成井用水幹線の事業について、交通規制などの調整に不測の日数を要したことから、年度内の工期が確保できないため繰り越しを行うものであります。

市及び国の繰越手続が完了次第工事発注を予定しており、完成予定は平成28年8月末を見込んでおります。

財源の内訳でございますが、繰越予定額4,000万円のうち、国庫支出金2,000万円、地方債2,000万円となっております。

1の2ページが地図になります。工事箇所を赤色で示しております。工事延長が約160メートル、工期を約160日と見込んでおります。

1の3ページは、平成27年10月31日現在、請負金額200万円以上の工事執行状況でございます。

以上で上下水道課の説明を終わります。よろしく申し上げます。

委員長（高重洋介君） それでは、質疑に入ります。

宮原委員。

委員（宮原忠行君） これは主査には気の毒だけど、部長の方に答弁してほしい思うんじやが。

毎年毎年下水道の延長を繰り越ししょうる。ほぼ同じ理由じやの。それで、市長はもともと公共下水は反対じゃたんじやけども、選挙の大きな公約として公共下水道を進めると言ったんよ。市長就任後にはずっとこういう状況。かつて区画整理でいえば、例えば移転交渉なんかにしても銭がないということで決裁せんかった、予算は組むがほとんどが未執行。いろいろと公共下水道について言えば、例えば新開地区の区画整理事業等々に関わっての、ある意味で言えばつくられた冠水被害等々の中で第1放水路、第2放水路等が計画されたんよ。それで、それらもう相当年月がたつとるわけ。なぜできんのんかといえは、国の方針が変わってなかなか予算がつきにくいんですと、こういうことです。国の方針が変わって予算がつきにくいと言いながら、竹原市の場合は市長就任後、毎年毎年繰越明許よ。なってくると、やる気がないんかいのという話よ。そうでしょう、計画的にやると言いながら毎年毎年計画変更で、あれは地権者が反対じゃった、調整がいかんかったというて。予算は計上しながらほとんどが、かなりの部分が予算の未執行よ。それから、繰越明許であれ何であれと、そうなってくるとやる気を疑わざるを得んのんよ、やる気を。

そうした意味でこの繰越明許について市長にも十二分に説明をして得心をしてもろうとんじやろう。その点について答弁願いたいと思います。

部長でええわ。

委員長（高重洋介君） 建設産業部長。

建設産業部長（谷岡 亨君） ただいまの繰越明許費の件でございますけれども、本来ならば予算に計上したものについては財源を確保しながら当年度に事業執行計画の中で着実に年度内に事業を執行するというのが本来の姿であるというふうに思います。この点につきましては、確かにこういったような繰越理由をもちまして今回繰越明許費としてお願いせざるを得んということになったことにつきましては、そのあたりの事業の実施に当たつての見直しというものは我々としても非常に重く受けとめておりますので、そういったことがないように是非やりたいというふうには思っているところでございます。

先ほどの、市長の方にもこういった状況につきましては説明させて頂きながら、繰り越しでありまして着実にその計画した期間内にできるようにこれからも取り組んでまいるといふ所存でございますので、御理解のほどよろしくお願い致します。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 今年だけが繰り越しじゃというたらわかるんじや。市長がいろんなところで、職員が言うこと聞かんのんよって言うんじやけど、市長からこの公共下水を予算どおり執行せえよ、計画どおり実施せえよという指示があった、言うことを聞かずにあなたらがこうやって繰り越ししたり仕事を計画どおりに進まんようにしょうるん。そこについてどう。

それとも、もう一つお聞きします。市長がこの公共下水について、何をしょうるんなら、ちゃんとせえやというて指示があったんかどうか、お叱り受けたことがあるんかどうか、そこを確認させてくれ。

委員長（高重洋介君） 副市長。

委員（宮原忠行君） 虚偽答弁はいけんよ。

副市長（細羽則生君） 公共下水道の事業執行につきましては、適切な事業執行をしるという部分につきましては、私の方も市長の方から伺っております。

今おっしゃられますように、繰越事業がずっとここ数年続いているという部分につきましては我々も危機感を感じておりまして、来年度の事業執行に向けてはどのようなふうな事業執行計画を立ててどういう判断をしていくのかということ、実は先日私も含めて協議

をさせて頂いたところでございます。

基本的には、先ほど部長が答弁させて頂きましたように、それぞれの事業を執行して当該年度の目標の部分については粛々とやっていくということが、計画どおり事業を進めていくという上で非常に重要だということについて認識を致しております。繰り越しがなるべく起きないように、不測の事態にという部分はあるかもわかりませんが、繰り越しが起きないように事業執行に努めていきたいというふうに考えております。

全体の公共事業の部分につきましてはいろいろな課題を抱えておりますので、今後はいろんな場面を捉えながら検討していかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） 宮原委員。

委員（宮原忠行君） 宇野先生の方からの、かつて指摘があったけれども、かつては議会が議決をした予算を執行すると、それを繰越明許するとかということは仕事をしてないということで、かつて議会における大先輩も相当厳しい指摘があったんよ。私もこのところいろいろあるから自治法とか、あるいは行政法読んでいっても、とりわけ市長が、議会は政策提言じゃない、チェックよと言ようったんよ。そう言われてきた市長において、建設産業部長も上下水道課長も市長の責任において任命したんよ。それにおいて今日主査が答弁よ。そうすると、公共下水道については、かつての新開土地区画整理事業と見ばえだけは当初予算には計上するが、実際おまえら銭はないのはようわかっとうのうというて圧力をかけながら前に進まんような状況があるんじゃないんかという疑念をわしはどうしても拭い切れんのんよ。ほんまに市長から下水道を大幅に、ここちょっと何とかせにやいけんというんじゃないたら、わしはとてもしゃないけれども今のような下水道の状況というのはちょっと考えられん。わしの行政経験からいうても、議員になってからのいろんな下水道に関する予算とか、あるいは区画整理事業、そうした予算とるんと事業執行について、どうも疑念を抱かざるを得んのんよ。ということは、ひよっとすると反対せざるを得んのんかもわからん。というのは、ほんまにやる気があるんかという話なんよ。あえて市長の答弁を求めようとは思わんが、結果が全てじゃけえ、結果が全て。おそらくほいじゃけえやる気がないんじゃということよ。だから、もう答弁できんじゃろうけえ答弁はええわ。

委員長（高重洋介君） いいんですか。

委員（宮原忠行君） いやいや、あるんならしてもろうてもええよ。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 予算の執行につきましては、今委員おっしゃられますように、適切に執行していかなければいけないというのは我々の命題だというふうに考えております。今回工期が足らずに起債承認という形で明許という形になったということにつきまして、我々の事業調整の部分も含めて反省しなければいけない部分というふうに考えております。ただ一方で、公共下水の部分につきましては、まだ県内平均あるいは全国平均で見ても、竹原の状況はまだまだ整備率が上がっていないという状況もございますので、この部分につきまして、住民の方々の下水に対しての部分のサービスの向上という部分も適切に執行していきたいというふうに考えておりますので、御理解頂ければと思います。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） その他ございませんか。

宇野委員。

委員（宇野武則君） この公共下水道、私は三井のところに計画された折から深く関わっておりますので、私18年に議員やめるごろに最後に確認したのがこの公共下水道です、市長に。継続してやりますということで引退したんですが、御承知のように、このお父さんの代で公共下水道できまして、計画書が。その前は53年に森川市長の時代に第1回ができたんです。私がよう計画書をあんたの机の中へあるでしょうというのはそこなんです。53年に初めてできたのが、公共下水道の基本計画が53年です。7年に市長、今の小坂政司が基本計画をつくったんです。だから、私も非常に思いがかりまして、引退する折に市長へ最後の確認をして、継続してやりますということで引退したんですが。その後、今宮原議員が言ようように、わしは課に技術屋不足じゃないんか思うし、それから遅れた場合には、広島は去年、おとしにもう20億円ほどの汚泥処理を私の知った企業がやったんですが、職員がずっとついとるんです。そういう努力をおそらくしとらんのかなと思うんです。私も現場ようちよくちよく行くんですが、遅れたらずっとついて日報出させて、計画書どおりいきようるかいきょうらんか、いきょうらんかつたらいきょうらん部分を指摘して前へ進みますということが、予算を議決した側の最低の要求なんです。どうもそこらの人配も含めて、何でこんな人配したんかというような思いもありますが、これは市長の専権事項やから余り言われんのですが、しかしもうちょっと一所懸命やらんと、移住じゃというたら山の方でもう一番先に水漏れ言うんです、皆、どなたさんも。それはそういう形で、計画書のないところは合併槽をとということで取り組んできて、はあ15年

ぐらいになるかね。だから、もうちょっと私も現職の折には、企業の方も8社も9社もおったら、それで落札したら必ず私はええ仕事をして工期内に戻せというのが私の口癖だった。だから、当時は指名停止になりようだったから、1週間や10日、それはマイナス点になるから。指名停止になってもわしのとこへ来た者はおらんの、おっても受け付けんかった。ほじゃから、行政も遅れたら遅れたような形で現場へ張りついて指導するような体制を組まんと、こういうものはいつまでも繰り返しますよ。そういう点どうですか。

委員長（高重洋介君） 副市長。

副市長（細羽則生君） 行政の監督員と致しまして、工事の監督っていう部分を適正にやっていくという部分については非常に重要だというふうに考えております。今御指摘頂いた部分につきまして、結果として繰り越しになっているという部分につきましては、判断の部分でありますとか執行の部分で我々として真摯に受けとめて反省しなければいけないという部分もございますので、ここの部分につきましては来年度以降改善につながるよう努力していきたいというふうに思います。

以上でございます。

委員長（高重洋介君） いいですか。

その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（高重洋介君） ないようなので、これより行政報告を行うため、暫時休憩致します。

午前11時06分 休憩

午前11時54分 再開

委員長（高重洋介君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

本委員会への付託案件についての質疑について、初回はこの程度にとどめ、次回は12月11日金曜日の10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会を致します。お疲れさまでした。

午前11時54分 散会